



オオキンケイギクは、5月〜7月頃にかけて鮮やかな黄色の花をつけ、道端や川原などでよく見かけます。

この花は繁殖力が強く、日本古来の植物を消滅させてしまうため、平成18年に特定外来生物に指定され栽培が禁止されていますので、見かけたら除去してください。また、きれいな花だからといって、持ち帰りや栽培・運搬・販売・野外に放つことなどは原則禁止です。

自宅の庭先や所有の農地などに生えている場合は、根ごと引き抜いたものを2〜3日天日にさらして枯死させた後、種をまき散らさないよう、袋などで密封し、可燃性ごみとして処分してください。

**オオキンケイギクの除去を**

産業環境課 内線278

## 丹羽消防署

# 119番

### 防火安全体制の確認をしよう

#### ◆消防機関へ各種届出状況の確認

入学・入社・人事異動などの年度のスタートである4月から1ヶ月が過ぎました。これを機会に消防署に届出されている書類の確認をしましょう。



#### たとえば・・・

##### ・防火（防災）管理者選任（解任）届出書

建物の所有者や管理権原者は、防火管理者（防災管理者）を選任し、届出書に資格を証する書面（修了証）を添えて届出しましょう。



##### ・消防計画作成（変更）届出書

防火管理者及び防災管理者は、建物の所有者や管理権原者の指示を受けて消防計画を作成し届出しましょう。



##### ・防火対象物の使用開始の届出等

店舗等の出店の際、建物又はその部分を使用しようとする者は、使用を開始する日の7日前までに、防火対象物使用開始届を提出しましょう。また、店舗等の修繕、模様替え、間仕切りの変更の行為をする場合は、防火対象物工事計画届出書が必要となります。

##### ・消防用設備等の点検報告

建物の関係者は、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防署に報告しなければなりません。また、点検の結果、不備な点があれば改善しましょう。



##### ・危険物施設の設置者住所、氏名変更

危険物施設の関係者は、設置者の氏名及び住所等に変更があったときは消防長に届出なければなりません。

##### ・危険物保安監督者の選任・解任

政令に定める危険物施設は、危険物免状取得者で、6ヶ月以上の危険物取扱い実務経験を有する者から危険物保安監督者を選任し、その旨を遅滞なく市町村長等に届け出ることとなっています。解任した時も同様とされています。



#### ここで疑問？

##### ・防火管理者ってなんだろう？

学校、病院、工場、事務所、商業施設など、不特定多数の人が利用する建物（防火対象物と言います）において、消防法で定められた人数以上を収容する場合、火災による災害を防止するため、防火管理上必要な業務を行う責任者のことです。甲種、乙種の2種類があり、所定の講習を修了することで取得できます。

防災管理者は、規模の大きな防火対象物において火災以外（地震など）の災害による被害を軽減するために防火管理上必要な業務を行う責任者のことです。こちらは甲種防火管理者の資格を有している方が、所定の講習を受講することで取得できます。

防火管理講習は、丹羽消防署でも毎年夏におこなっています。

詳しくは、丹羽広域事務組合消防本部 消防課 ☎(95) 5158へお問い合わせください。



政府統計



工業統計キャラクター・コウちゃん

## 平成29年工業統計調査を実施します

産業環境課 内線 273

- 平成29年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成29年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

経済産業省・愛知県・扶桑町

## 犬山警察署からのお知らせ

# 110番



### 「安心」して喜らせる「安全」な扶桑町の確立

扶桑町内の3月中の犯罪発生総数は、23件（昨年同月24件）です。

空き巣被害が柏森学区で1件、山名学区で3件、扶桑東学区で2件発生しました。また、居空き被害が柏森学区で1件、車上狙い被害が山名学区で1件発生しました。

### ～ 自転車の安全利用を進めよう ～

自転車は身近な交通手段であり、特に最近では、環境負荷が少なく、健康増進に資することなどから注目を集めています。しかし、一部の自転車利用者の交通ルールを無視した行動や、マナーの悪さに対する批判の声が後を絶ちません。

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。また、自転車の乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器となります。万一相手にけがをさせた場合には、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性もあります。

自転車の交通ルールを正しく守り、実行しなければなりません。

#### ◆自転車乗車時における遵守事項

- 1 自転車は原則として車道を通行すること。ただし、歩道通行が認められているときは、車道寄りを徐行すること。

- 2 車道を通行するときは、車道の左側端に寄って通行すること。
- 3 酒気を帯びて運転しないこと。
- 4 運転時は、ヘルメットを着用すること。
- 5 他の者を乗車させて運転しないこと。
- 6 他の自転車と並行しながら運転しないこと。
- 7 夜間は、前照灯を点灯させること。
- 8 一時停止の道路標識等を遵守し、安全確認を行うこと。
- 9 信号機のある交差点は、信号を遵守し、安全確認を行うこと。
- 10 歩行者の通行を妨げないこと。
- 11 傘さし運転等、安定を失うおそれのある状態で運転しないこと。
- 12 携帯電話を注視、操作又は通話等しながら運転しないこと。
- 13 イヤホンで音楽を聴く等して、安全な運転に必要な音声が聞こえない状態で運転しないこと。